

# 古川第一小学校ぎんなん基金規約

古川第一小学校同窓会

第1条 本基金は、大崎市立古川第一小学校（以下「本校」と称する。）150周年を記念して設立し、「古川第一小学校ぎんなん基金」と称する。

第2条 本基金は、本校における児童の健やかな成長と本校の発展を願い、同窓会会員並びに個人・法人・団体からの資金援助のもと、本校及び在校生に対して、助成することを目的とする。

第3条 本基金は、次のものに助成することができる。

- 1、「ぎんなん富士」の維持・修復に係る費用
- 2、児童が全国大会へ参加する場合、その遠征に係る費用
- 3、その他、備品購入、設備工事などで、同窓会が特に認めた費用

第4条 本基金の運用及び助成金額、その受給手続きについては、古川第一小学校同窓会が行う。

第5条 本基金は、毎年4月1日から翌年3月31日までを、1会計年度とする。なお初年度は、基金開始後から翌年3月31日までを会計年度とする。

第6条 会計監査にあたっては、毎年度終了後2ヶ月以内に次の書類を作成し、監事の監査を受け、これを同窓会本部に備えなければならない。

- 1、収支決算書
- 2、事業報告書

第7条 監事は、前条の書類を受領した時は、遅滞なく監査し、その結果を同窓会へ書面にて通知しなければならない。

第8条 本規約に定めのない事項や、運営施行に必要な事項は、同窓会役員会の審議を経て、同窓会会長が別に定めることができる。

## 附則

- 1、本規約は令和6年1月26日より施行する。

# 古川第一小学校ぎんなん基金 内規

## 1. 基金の目的

- 1 新入会員の記念品 対象は毎年、第一小学校を卒業する児童である
  - (1) 記念品の内容 進学時にも使用できるもの
  - (2) 記念品の金額 予算内 100円～200円の中で役員会にて毎年検討する
- 2 ぎんなん富士および周囲の改修工事
  - (1) 改修内容及び金額 同窓会役員会にて決定し、ホームページまたはメールにて告知する  
金額 3,564,000円 請負業者 (株)村田工務所  
令和6年 1月25日 役員会にて決定
  - (2) 期間 令和6年から募集を開始し、寄附金の目途が付き次第工事に取り掛かる
  - (3) 完成時 簡易な式典を開き、寄附者近隣住民にHP等で声掛けし開催する
- 3.その他『基金規約』に資すること

## 2. 基金の集金について

- 1 新入会員入会時 新入会員は入会時に金300円を支払う。尚、この金額は学校が集金する。
- 2 特別徴収 必要とする場合は寄附を募る

### 【集金方法】

- (1) 振込 古川信用組合 口座番号
- (2) クレジットカード支払い  
VISA/master 手数料3.0%、サービス利用料50円/件  
提供システム会社 株式会社コアシステムズ  
広島県福山市南蔵王町3-5-10 電話 084-927-3550

### 【告知方法】

1. ホームページ
2. 100周年サポーターの皆様へ告知
3. チラシ、マスメディア

### 【寄附金額】

一口1,000円から上限は設けない

### 【御寄附名掲載】

HPにて掲載。金額の多少に関わらず同等の表記をする。

## 古川第一小学校 150周年記念基金について

古川第一小学校 同窓会

1. 各学校の教育環境がより充実するものに活用します。学校 消耗品、または備品の購入の他、設備等の工事などに活用させていただきます。
1. いただいた寄附金の使い道は古川第一小学校同窓会と学校、PTA 役員会で協議し判断します。
1. 記念基金への寄附金では、「負担付きの寄附」(寄附の条件等として学校が義務を負い、寄附の効果 に影響を与えるもの)としてではなく、学校として、寄附者の希望を尊重しつつ、学校が用途を判断し、活用させていただくものとしてお受けします。
1. 団体・企業からの寄附もお受けできます。ただし、個人としての寄附にはならないため、団体を構成する個人の寄附金の控除、企業の寄附金控除は不可となりますので、ご注意ください。
1. また、トラブルを避けるため、スポーツ団体等、同窓グループなどの団体からご寄附をいただく場合は、各規約の手續等による決定が必要です。(議案書等を確認させていただく場合があります。) 各個人(団体)で募って集金することも避けてください。
1. 基金の用途、及び決算報告、監査報告書等な HP にて公告いたします。